

輸出促進業務に関する業務規程

令和4年9月30日

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本木材輸出振興協会（以下「本会」という。）が行う農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第43条における輸出促進業務に関しては、この規程の定めるところによる。

(輸出の促進を図る農林水産物又は食品)

第2条 本会が輸出の促進を図る農林水産物又は食品の種類は、日本国内で生産、製造又は加工された製材、合板などの木材製品等とし、国内の特定の地域に限定しない。

(輸出促進業務の内容)

第3条 本会は、輸出促進対象品目の輸出拡大に向けて以下に掲げる業務を行う。

- 一 輸出先国の市場、輸出先国の政府機関が定める輸入条件その他の輸出を促進するために必要な事項に関する調査研究
- 二 商談会や見本市への参加、広報宣伝等による需要の開拓
- 三 事業者・生産者に対する必要な輸出に関する情報の提供及び助言
- 四 効率的輸送・品質保持等、輸出拡大に必要な規格等の検討・策定

(業務実施体制)

第4条 本会は、前条の業務を適切かつ効果的に行うため、生産から販売までの幅広い関係者と連携し、以下の体制で業務を行う。

- 一 事務局が、前条の業務の実施に関する調整、予算の確保等を、中心となって実施し、内容に応じて、理事会、総会またはその他の適切な方法により関係者に諮る。
- 二 事業計画の作成に当たっては、事務局が、会員である生産、流通、販売等の幅広い関係者から意見、要望を聴取する。
- 三 事務局は、業務実施に当たり、必要に応じて、生産、流通、販売等の関係分野の関係会員と連携し、作業部会等を設置する。

附 則

この規程は、令和4年9月30日から施行し、令和4年10月1日から適用する。